

福祉

障害のある方へ

障害者手帳

▶障害福祉課障害福祉係

障害者の方が、サービスを受けるために必要な手帳です。

【申請先】

- ① 身体障害者手帳（1級から6級まで）…障害福祉課
- ② 愛の手帳（1度から4度まで）
…18歳未満：立川児童相談所
TEL 042-523-1321
…18歳以上：東京都心身障害者福祉センター多摩支所
TEL 042-573-3311
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）
…障害福祉課

障害者手当

▶障害福祉課障害福祉係

手当の種類と対象者は次のとおりです。

いずれの手当も支給制限があります。

- ① **心身障害者福祉手当**（6,000円～18,000円/月）
 - 身体障害者手帳1級から4級までの方
 - 愛の手帳1度から4度までの方
 - 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
- ② **重度心身障害者手当**（60,000円/月）
 - 重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
 - 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
 - 重度の肢体不自由で、両上下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方
- ③ **障害児福祉手当**（16,100円/月）

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
- ④ **特別障害者手当**（29,590円/月）

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
- ⑤ **特殊疾病患者福祉手当**（6,000円/月）
 - 東京都の難病医療費助成を受けている方
 - 小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方で難病医療費助成制度と共通の疾病に罹患している方

障害者医療費助成

▶障害福祉課障害福祉係

次のような医療費助成があります。

① 心身障害者（児）医療費助成

- 身体障害者手帳1・2級の方及び3級（内部機能障害者）
 - 愛の手帳1・2度の方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 上記の方が、病気になり治療を受けた場合に、保険対象の医療費のうち入院時の食事代を除いた自己負担分について助成されます。※支給制限があります。

② 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として、継続的に通院が必要な方の医療費の自己負担分の一部を助成します（自己負担がない場合もあります。）。

③ 自立支援医療（更生医療）

障害の除去または軽減が見込まれるなど、確実な治療効果が期待される医療に関わる費用に対し、自己負担分の一部を助成します。

④ 難病医療費等助成

該当する疾病で、医療費助成の認定基準を満たしている方にその治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。疾病名等詳細は障害福祉係へお問い合わせください。

⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成

満18歳未満の方で、定められた対象疾患にかかっており、かつ認定基準に該当する方（医療券を有する方は20歳未満まで延長可能）にその治療にかかる医療費の一部を助成します。疾病名等詳細は障害福祉係へお問い合わせください。

⑥ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

根治を目的とするB型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎治療のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成します。

⑦ 肝がん・重度肝硬変医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費を助成します。

⑧ 小児精神障害者入院医療費助成

精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方の医療費を助成します。

障害者相談窓口

お困りのことなどがありましたら次の窓口へご相談ください。

① 障害福祉課 相談支援係

TEL 042-551-1691

基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談支援を行っています。

② 福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ

TEL 042-539-3217

生活や就労に関する総合的な相談支援を行っています。

③ 福生市児童発達支援センター

TEL 042-539-1131

成長や発達において、気になるところがあるお子さんの保護者からの相談をお受けします。

④ 地域活動支援センター ハッピーウィング

TEL 042-553-9888

精神科、心療内科で治療を受けていて、服薬により症状が安定している方の相談支援等を行っています。

⑤ 東京都西多摩保健所

TEL 0428-22-6141

こころの病気・難病・障害児に関する相談や指導を行っています。

⑥ 福生市虐待防止センター（障害福祉課内）

TEL 042-551-1511

障害者が家族、施設の職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないで「福生市虐待防止センター」に通報してください。

⑦ 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）

TEL 042-573-3311

心身障害者（児）の生活、医療、教育、職業等あらゆる問題の相談に応じ、各種の判定、診断とそれに基づく指導、援護を行っています。

⑧ 立川児童相談所

TEL 042-523-1321

18歳未満の児童の窓口として、相談に応じています。愛の手帳の判定をはじめ、各種の判定、診断や児童福祉施設への入所措置等を行っています。

⑨ 東京都立心身障害者口腔保健センター

TEL 03-3235-1141

障害者の歯科診療を行うほか、予防のための検診、指導、予防処置、定期健診を行います。受診には、電話予約によって予診を受ける必要があります。

⑩ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援専門員が障害福祉サービス等を利用する方の「サービス等利用計画」を作成します。市内外に複数ありますので、必要に応じて障害福祉課相談支援係にご相談ください。

障害福祉サービス

▶ 障害福祉課障害福祉係・相談支援係

障害者の日常生活や社会生活を支援するために、必要に応じた障害福祉サービスを提供しています。

障害福祉サービス（介護給付）

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・施設入所支援

障害福祉サービス（訓練等給付）

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援（令和7年10月～）

地域相談支援

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具給付
- ・住宅設備改善給付
- ・おむつ等助成
- ・移動支援
- ・自動車改造助成
- ・自動車運転教習助成
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援
- ・重度身体障害者（児）訪問入浴
- ・重度身体障害児入浴

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

その他

- ・補装具費給付
- ・救急通報システム・住宅火災通報システム
- ・中等度難聴児補聴器購入費助成
- ・声の広報（広報ふっさ、議会だより、あなたとわたし、ごみ・リサイクルカレンダー、障害者のための災害時避難行動マニュアル、福生の教育、社協広報）
- ・図書宅配サービス・対面音訊 等

声の「市議会だより」

▶ 議会事務局庶務係

目の不自由な方（原則、身体障害者手帳1・2級）のために、市議会の活動内容を収録した、声の「市議会だより」（デジター方式CD版）を定例会終了後に発行しています。希望者には無料で送付します。ご利用ください。

声の「広報ふっさ」

▶ 秘書広報課広報広聴係

目の不自由な方（原則、身体障害者手帳1・2級）にも市のことを知っていただき、市政に参加できる一助とするため、声の「広報ふっさ」（デジター方式CD版）を月2回発行しています。希望者には無料で送付します。ご利用ください。

からだの不自由な方のために

▶ S&Dたまぐー福生中央図書館 TEL 553-3111

図書館資料の宅配サービス（対象：身体の障害等で図書館への来館が困難な方）や対面形式で資料を朗読する対面音訳サービス（対象：活字の本を読むことが困難な方）を行います。ご利用ください。

生活の支援

民生委員・児童委員

▶ 社会福祉課福祉総務係

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、それぞれの地域で生活に困っている方や心身障害者、ひとり親世帯、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りの見守り・相談のほか、児童の健全育成を推進するための相談役として、幅広い活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、区域を担当する児童委員と一体となった活動をしています。

日常生活で、保護や援助を必要とする方や心配ごとのある方は、お気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。詳しくは、担当までお問い合わせください。

住宅確保給付金

▶ 社会福祉課福祉総務係

就労能力及び就労意欲のある離職者で、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対し、就労の支援とともに家賃助成等を行います。支給要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

生活保護

▶ 社会福祉課生活福祉係

わたしたちは、だれもが幸せな生活を望んでいます。しかし、思わぬ病気やけが、親族との離別や死別などによって、生活費や医療費に困ることがあります。資産や能力等を活用し、最大限の努力をしても、なおかつ生活に困るときに生活保護が受けられます。

■ 生活保護の手続き

市役所社会福祉課へ申請してください。調査のうえ、基準生活費を算出し、収入を認定してその過不足により要否を決定します。

■ 保護の種類

保護費は、被保護者の日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめ、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8つの扶助に分かれて支給されます。

①生活扶助	被保護者の衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助です。
②教育扶助	児童・生徒が義務教育を受けるときの扶助です。
③住宅扶助	家賃・間代・地代、補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助です。
④医療扶助	けがや病気で医療を必要とするときの扶助です。医療券等による現物支給が原則です。
⑤介護扶助	介護度に応じた介護サービスを受けるときの扶助です。介護券等による現物支給が原則です。
⑥出産扶助	出産するときの扶助です。
⑦生業扶助	生業に必要な資金、器具や資料を購入するときの費用、技能を習得するための費用、または就労のための費用などを必要とするときの扶助です。
⑧葬祭扶助	葬祭執行者がいない被保護者が亡くなった場合の葬祭を行うときの扶助です。

※その他のサポート

被保護世帯に対して、生活内容の一層の充実向上を図るため、児童服及び運動衣の費用の支給など生活保護法以外の援護を行っています。

※就労支援指導

専門の指導員を配置し、就労の支援を図っています。

ボランティア活動・地域福祉

ふっさボランティア・市民活動センター

▶ふっさボランティア・市民活動センター
(福祉センター内) TEL 552-2122

ふっさボランティア・市民活動センター (FVAC)では、市民の誰もがボランティア・市民活動に参加できるよう、様々な情報発信をしていくと共に、活動の支援・相談、連絡調整、ボランティア保険の受付を行っています。

その他、各種講座・研修会の開催、市内小中学校への総合的な学習の時間への協力、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練の実施、災害時の体制づくりなどを行っています。

社会福祉協議会

▶社会福祉協議会 TEL 552-2121

地域の住民やボランティア、福祉、保健医療等の関係者、行政機関の協力を得て「福祉のまちづくり」を進める民間の公共的な福祉団体として社会福祉法で認められ、地域の社会福祉の向上に取り組んでいます。

福生市社会福祉協議会では住民に対する福祉の啓発活動をはじめとして、ボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センターの運営、高齢者・障害者などに対する在宅福祉サービスの充実や子育て家庭への支援を行っています。また、福生市から委託されている学童クラブ事業、福祉センター施設管理事業等も実施しています。

ほっとサービス

▶社会福祉協議会 TEL 510-0904

ほっとサービスは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、市民の皆さんの参加と協力により、高齢者や体の不自由な方などが、日常生活でお困りのときに手助けさせていただくささえあいの活動です。

- (1) 利用会員（サービスを利用される方）
おおむね65才以上の方
心身に障害のある方
- (2) 協力会員（サービスを提供される方）
18才以上の健康でこのサービスの趣旨に賛同し、熱意をもって協力していただける方
- (3) サービスの内容
介護などの支援ではなく、一般的な日常生活における手助けをさせていただくサービスです。
 - ・食事の支度・衣類の洗濯・繕い・掃除・整理整頓
 - ・買い物・外出の付き添い・薬の受取り・見守り
 - ・話し相手等
- (4) サービスの利用（提供）時間
月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで

※サービスの利用料金及び協力会員の謝礼などについては、お問い合わせください。